第四目　繰延資産（第三十六条―第三十八条）
第五目　雑則（第三十九条―第四十四条）
第三節　負債
第一目　総則（第四十五条・第四十六条）
第二目　流動負債（第四十七条―第五十条）
第三目　固定負債（第五十一条―第五十三条）
第四目　雑則（第五十四条―第五十八条）
第四節　純資産
第一目　総則（第五十九条）
第二目　株主資本（第六十条―第六十六条の二）
第三目　評価・換算差額等（第六十七条）
第三目の二　株式引受権（第六十七条の二）
第四目　新株予約権（第六十八条）
第五目　雑則（第六十八条の二―第六十八条の四）
第三章　損益計算書
第一節　総則（第六十九条―第七十一条）
第二節　売上高及び売上原価（第七十二条―第八十三条）
第三節　販売費及び一般管理費（第八十四条―第八十九条）
第四節　営業外収益及び営業外費用（第九十条―第九十五条）
第五節　特別利益及び特別損失（第九十五条の二―第九十五条の四）
第六節　当期純利益又は当期純損失（第九十五条の五―第九十五条の五の三）
第七節　雑則（第九十六条―第九十八条の二）
第四章　株主資本等変動計算書
第一節　総則（第九十九条・第百条）
第二節　株主資本（第百一条・第百二条）
第三節　評価・換算差額等（第百三条・第百四条）
第三節の二　株式引受権（第百四条の二）
第四節　新株予約権（第百五条）
第五節　注記事項（第百六条―第百九条）
第六節　雑則（第百九条の二）
第五章　キャッシュ・フロー計算書
第一節　総則（第百十条―第百十二条）
第二節　キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第百十三条―第百十六条）
第三節　雑則（第百十七条―第百十九条）
第六章　附属明細表（第百二十条―第百二十六条）
第七章　特例財務諸表提出会社の財務諸表（第百二十七条・第百二十八条）
第三編　第一種中間財務諸表
第一章　総則（第百二十九条―第百五十四条）
第二章　中間貸借対照表
第一節　総則（第百五十五条―第百五十七条）
第二節　資産（第百五十八条―第百七十条）
第三節　負債
第一目　総則（第四十五条・第四十六条）
第二目　流動負債（第四十七条―第五十条）
第三目　固定負債（第五十一条―第五十三条）
第四目　雑則（第五十四条―第五十八条）
第四節　純資産
第一目　総則（第五十九条）
第二目　株主資本（第六十条―第六十六条の二）
第三目　評価・換算差額等（第六十七条）
第三目の二　株式引受権（第六十七条の二）
第四目　新株予約権（第六十八条）
第五目　雑則（第六十八条の二―第六十八条の四）
第三章　損益計算書
第一節　総則（第六十九条―第七十一条）
第二節　売上高及び売上原価（第七十二条―第八十三条）
第三節　販売費及び一般管理費（第八十四条―第八十九条）
第四節　営業外収益及び営業外費用（第九十条―第九十五条）
第五節　特別利益及び特別損失（第九十五条の二―第九十五条の四）
第六節　当期純利益又は当期純損失（第九十五条の五―第九十五条の五の三）
第七節　雑則（第九十六条―第九十八条の二）
第四章　株主資本等変動計算書
第一節　総則（第九十九条・第百条）
第二節　株主資本（第百一条・第百二条）
第三節　評価・換算差額等（第百三条・第百四条）
第三節の二　株式引受権（第百四条の二）
第四節　新株予約権（第百五条）
第五節　注記事項（第百六条―第百九条）
第六節　雑則（第百九条の二）
第五章　キャッシュ・フロー計算書
第一節　総則（第百十条―第百十二条）
第二節　キャッシュ・フロー計算書の記載方法（第百十三条―第百十六条）
第三節　雑則（第百十七条―第百十九条）
第六章　附属明細表（第百二十条―第百二十六条）
第七章　特例財務諸表提出会社の財務諸表（第百二十七条・第百二十八条）
第八章　指定国際会計基準特定会社の財務諸表（第百二十九条・第百三十条）
第九章　外国会社の財務書類（第百三十一条―第百三十五条）
附則